

各位

令和8年7月10日

## 債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当組合の取引先である株式会社全東信が、令和8年7月6日付けで大阪地方裁判所に自己破産を申請し、同日破産手続きの開始決定を受けたことに伴い、下記の通り、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせします。

## 【企業概要】

- ・法人名 株式会社 全東信
- ・本社所在地 大阪府大阪市中央区島之内1丁目14番14号 全東信本社ビル
- ・代表者名 高山 萬保
- ・設立年月日 平成18年9月
- ・資本金 45億円
- ・事業内容 クレジットカードによる売上の請求事務代行並びに売上代金の立替払

## 【当該取引先に対する債権の種類と金額】

- ・貸出金額 908百万円 ※2026年7月10日現在  
(担保・引当金等により保全されていない金額 902百万円)

## 【今後の対応について】

株式会社 全東信の今後の対応につきまして、前述の通り、当組合における担保・引当金等により保全されていない金額902百万円に対して、令和8年9月期に全額引当等の処理を実施いたします。

当組合昨年度(令和8年3月期)実績は、「コア業務純益(本業での稼ぎを表す指標)」が51億9,206万円を計上しており、単年度収益におきまして、十分に引当可能な状態です。また令和9年3月期における事業計画におきましても、(株)全東信債権の引当を実施した後も下表のとおり、23億円以上の収益を確保する事が見込まれております。

令和7年度(令和8年3月末)決算 /単位:千円	
経常利益	3,555,262
コア業務純益	5,192,062
当期純利益	2,349,049
純資産額	52,718,589

令和8年度(令和9年3月末) 事業計画/単位:千円	
経常利益	3,452,500
当期純利益	2,302,500

※(株)全東信債権に対する全額引当処理後



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合

